



# 佐賀県公報

平成16年  
1月14日  
(水曜日)  
第 12403号

◎印は、県例規集に登載するもの

## 目次

### 規 則

◎ 行政書士法施行細則の一部を改正する規則

(二・総務学事課) 一

◎ 佐賀県核燃料税条例の施行期日を定める規則

(三・税務課) 一

◎ 佐賀県核燃料税条例施行規則

(四・ ) 二

### 告 示

◎ 道路の区域の変更

(二二・道路課) 二

◎ 道路の供用開始

(二三・ ) 三

### 公 告

◎ 特定非営利活動法人の設立の認証申請

(生活文化課) 三

◎ " "

( ) 四

◎ 県営苗木地区土地改良事業の工事完了

(農村計画課) 四

◎ 土地改良事業の工事完了

( ) 四

◎ " "

( ) 四

◎ 換地処分

(農村整備課) 四

### 選挙管理委員会事項

◎ 海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の

(告示・二) 四

数

### 人事委員会事項

◎ 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を

(規則・一) 五

改正する規則

公布された規則のあらまし

◎ 行政書士法施行細則の一部を改正する規則（規則第二号）

1 行政書士試験の合格者を決定したときは、その者の受験番号を公告することとした。（第四条関係）

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

◎ 佐賀県核燃料税条例の施行期日を定める規則（規則第三号）

佐賀県核燃料税条例の施行期日は、平成一六年四月一日とすることとした。

◎ 佐賀県核燃料税条例施行規則（規則第四号）

1 核燃料税に関し、申告書、納付書、通知書等の様式等必要な事項を定めることとした。

2 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。

## 規 則

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年一月十四日

佐賀県知事 古 川 康

◎ 佐賀県規則第二号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（昭和二十六年佐賀県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「その氏名」を「その者の受験番号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県核燃料税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十六年一月十四日

佐賀県知事 古 川 康

◎ 佐賀県規則第三号

佐賀県核燃料税条例の施行期日を定める規則  
 佐賀県核燃料税条例(平成十五年佐賀県条例第三十九号)の施行期日は、平成十六年四月一日とする。

佐賀県核燃料税条例施行規則をここに公布する。  
 平成十六年一月十四日  
 佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第四号

佐賀県核燃料税条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県核燃料税条例(平成十五年佐賀県条例第三十九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。(様式)

第二条 条例及びこの規則に規定する次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

書類の種類	様式
一条例第八条に規定する申告書及び条例第九条第二項に規定する修正申告書	核燃料税 申告書 (様式第一号) 修正申告書 (様式第一号)
二 一条例第八条、第九条第二項及び第十一条に規定する納付書	納付書 (様式第二号)
三 一条例第十条に規定する更正又は決定及び過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額の決定の通知書	核燃料税 更正(決定) 通知書 (様式第三号) 加算金額決定 通知書 (様式第三号)
四 第三条第一項に規定する申請書	核燃料税の申告納付期限延長の申請書 (様式第四号)

五 第三条第二項に規定する通知書  
 核燃料税の申告納付期限延長の指定通知書 (様式第五号)

2 前項に定めるものを除くほか、核燃料税の賦課徴収に係る書類の様式は、佐賀県条例施行規則(昭和三十年佐賀県規則第四十号。以下「県税条例施行規則」という。)の定めるところによるものとする。この場合において、県税条例施行規則に定める様式中「石油等」とあるのは「石油等」と、「石油等」とあるのは「石油等」と、「石油等」とあるのは「石油等」と、「石油等」とあるのは「石油等」とする。  
 (申告納付期限の延長の申請等)

第三条 核燃料税の納税義務者は、条例第五条第二項に規定する取得原価が確定しないため、条例第八条の規定による申告納付の期限の延長についての知事の指定を受けようとするときは、その旨、理由等を記載した申請書を、申告納付の期限の十五日前までに、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、条例第八条の規定により申告納付の期限を指定したときは、当該申請書を提出した者にその旨を通知書により通知しなければならない。

(納税証明書の交付の特例)

第四条 核燃料税に係る地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十条の十の証明書の交付の請求については、県税条例施行規則第六条中「県税事務所の長」とあるのは、「知事」とする。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

○ 告 示

●佐賀県告示第二十二号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年一月十四日から平成十六年二月十三日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年一月十四日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区間		変更前後の別	区域の幅員		延長メートル
	前	後		メートル	メートル	
県道 坊所城島線	三養基郡上峰町大字坊所字二本松二九八番三地从先から	三養基郡上峰町大字江迎字八枚五四七番地先まで	後	二〇・〇	六五八・二	
	三養基郡上峰町大字坊所字二本松二九八番三地从先から	三養基郡上峰町大字江迎字八枚五四七番地先まで	後	一一・八		
県道 神埼北茂安線	三養基郡上峰町大字坊所字下坊所一七五七番一地从先から	三養基郡上峰町大字坊所字下坊所一七五七番一地从先から	後	二〇・〇	六二一・四	
	三養基郡上峰町大字坊所字下坊所一七五七番一地从先から	三養基郡上峰町大字坊所字下坊所一七五七番一地从先から	後	七・一		
県道 神埼北茂安線	三養基郡上峰町大字坊所字下坊所一七五七番一地从先から	三養基郡上峰町大字坊所字下坊所一七五七番一地从先から	前	二〇・六	六二一・〇	
	三養基郡上峰町大字坊所字下坊所一七五七番一地从先から	三養基郡上峰町大字坊所字下坊所一七五七番一地从先まで	前	七・一		

●佐賀県告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十六年一月十四日から平成十六年二月十三日まで佐賀県土木部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年一月十四日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 坊所城島線	三養基郡上峰町大字坊所字二本松二九八番三地从先から 三養基郡上峰町大字江迎字八枚五四七番地先まで	平成一六・一・一四
県道 神埼北茂安線	三養基郡上峰町大字坊所字下坊所一七五七番一地从先から 三養基郡上峰町大字坊所字下坊所一七三七番一地从先まで	平成一六・一・一四

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成16年2月9日まで佐賀県庁「さが元氣ひろば」において縦覧に供する。

平成16年1月14日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあつた年月日

平成15年12月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人自然会

(2) 代表者の氏名 池田直

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県武雄市武雄町大字武雄5610番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は佐賀県民に対して、食と農の改善をテーマに、健康で安心して安全な、暮らしづくりを目指すために、自然農法に関する事業を行い、もって地球規模で社会に貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成16年2月16日まで佐賀県庁「さが元氣ひろば」において縦覧に供する。

平成16年1月14日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあつた年月日

平成15年12月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人コスモさが

(2) 代表者の氏名 北村美和子

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市駅前中央一丁目8番32号イスクエアビル3F

(4) 定款に記載された目的

この法人は、ひとり親家庭の子どもたちとその親に対して、子どもたちの健全な育成に関する事業及び就労・日常生活の支援に関する事業を行い、もって福祉の増進と子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

平成8年3月31日県営土地改良事業（農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）菅木地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年1月14日

佐賀県知事 古川 康

七山村長 岡本研一から土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、七山村営土地改良事業（経営構造対策 区画整理）向へ地区の工事が平成15年11月10日完了した旨届出があつた。

平成16年1月14日

佐賀県知事 古川 康

七山村長 岡本研一から土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、七山村営土地改良事業（経営構造対策 区画整理）岩屋下地区の工事が平成15年11月10日完了した旨届出があつた。

平成16年1月14日

佐賀県知事 古川 康

県営土地改良事業（ほ場整備 担い手育成型）飯田地区の換地計画に基づき、平成15年12月19日同地区の換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定によりその旨を公告する。

平成16年1月14日

佐賀県知事 古川 康

○ 選挙管理委員会事務項

●佐賀県選挙管理委員会告示第111号

選挙区（昭和二十四年法律第106号）第九十九条第二項に規定する選挙区選挙区選挙管理委員会の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりとする。

平成十六年一月十四日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一 松浦海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 八一九人

八一九人

二 佐賀県有明海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一、六八七人

○ 人事委員会事項

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年一月十四日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第一号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第十七の2短大卒の2短大2卒の項の(22)中「児童福祉法施行令」を「児童福祉法第18条の6第1号に規定する保育士を養成する学校その他の施設（平成14年政令第256号による改正前の児童福祉法施行令）に」「施設（」を「施設を含むものとし、」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

購読料 一か年三、八〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県総務部総務学事課

平成十六年一月十四日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行所 印刷所 発行定日  
西部印刷企画(株) 毎週月水金曜日